

公募型指名見積合せ参加者の公募説明書

令和6年札幌市告示第4706号に基づく公募型指名見積合せの参加者の公募については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この説明書によるものとする。

1 告示日 令和6年11月21日（木）

2 契約担当部局

〒060-0012 札幌市中央区北12条西20丁目2-1

札幌市経済観光局中央卸売市場管理課管理係

電話 011-611-3111 FAX 011-611-3138

E-mail: shijo-nyusatsu@city.sapporo.jp

3 公募型指名見積合せに付する事項

- (1) 件 名 札幌市中央卸売市場資源リサイクル施設製造物売払い
- (2) 仕 様 等 仕様書による。
- (3) 引渡し期間 契約締結日から令和7年3月31日までとする。
- (4) 引渡し場所 札幌市中央区北12条西20丁目
札幌市中央卸売市場資源リサイクル施設

4 公募型指名見積合せ参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 製造物の搬出及び使用を適正かつ誠実に実行したことを確認できる書類等を発注者に提出することが可能な者であること。
- (3) 資源リサイクル施設から製造物を搬出することができる人員及び車両等の体制を整え、発注者に提示した時期に製造物を搬出することができる者であること。
- (4) 製造物のみを田畑に撒くなど、単独の肥料のように使用することを目的とする者でないこと。（製造物は、肥料として必要な含有成分が低く、北海道の肥料登録ができないものであるため。ただし、配合肥料の原材料の一部とすることは可能である。）
- (5) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全なものでないこと。
- (6) 札幌市競争入札参加資格者参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (7) 市区町村税及び消費税・地方消費税を滞納していない者であること。
- (8) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第7条に規定する「暴力団員」又は「暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者）」に該当しない者であるとともに、今後、これらの者にならないことを誓約でき

る者であること。

5 公募型指名見積合せの参加申請書

本件見積合せに参加を希望する者は、公募型指名見積合せ参加申請書その他関係書類を、次のとおり提出しなければならない。

(1) 提出方法

様式1-1により作成し、持参又は郵送すること。

(2) 提出期間

令和6年11月22日（金）から令和6年12月5日（木）（必着）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで。

なお、郵送の場合は、特定記録等確実な方法にて郵送すること。

(3) 提出場所

上記2に同じ

(4) 調達案件の仕様等に対する質問及び回答

ア 提出方法

質問票（様式5）により作成し、電子メールに添付して提出すること。送付時の件名は「【質問票】資源リサイクル施設製造物売払い」とすること。

送付先アドレス：shijo-nyusatsu@city.sapporo.jp

イ 提出先及び提出期限

上記2の契約担当部局へ、令和6年11月26日（火）までに提出すること。

ウ 回答書の閲覧

令和6年11月28日（木）以降に回答書を札幌市中央卸売市場ホームページ（<https://www.sapporo-market.gr.jp/>）に掲載することにより回答する。

(5) その他

ア 見積合せに参加を希望する場合であっても、必ず指名されることを保障するものではない。なお、参加を希望した者で、公募型指名見積合せの指名がなされなかった者は、その事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に、市長に対してその理由の説明を書面にて求めることができる。

イ 見積合せに参加を希望する者は、公募型指名見積合せ説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、公募型指名見積合せ参加申請書その他関係書類の提出後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはできない。

6 公募型指名見積合せの概要

(1) 見積合せの日時及び場所

令和6年12月20日（金）午前10時00分

札幌市経済観光局中央卸売市場管理課（水産棟4階入札室）

（札幌市中央区北12条西20丁目）

(2) 見積書の提出方法

下記(3)の指名見積合せ通知書の交付を受けた者は、令和6年12月19日（木）午後5時00分

(必着)までに、持参又は郵送により見積書を提出すること(なお、電子送付による提出は認めない)。

なお、見積の方法は、製造物0.5トンあたりの単価(様式3の指名見積合せ通知書 参照)で行う。

(3) 指名見積合せ通知書の交付

下記(4)の選定基準に基づき本件見積合せに参加することが適当と認めた者に対して、令和6年12月12日(木)に指名見積合せ通知書(様式3 参照)を電子メールにより交付する。

なお、事情により指名通知書の交付が遅れる場合がある。

(4) 見積合せ参加者の選定基準

本売払いは本市場で製造される製造物の全量进行处理し、活用する方法も適正であることが求められることから、本件見積合せの参加者を、上記5に基づき参加申請があった者の中から、下記の基準に基づき総合的に判断して選定する。

ア 製造物の活用数量(年間・月間)及び活用時期

製造物の全量进行处理する必要があることから、活用数量は全量もしくは全量に近い数量であることが望ましい。また、1か月間の製造数量に上限があることから、活用時期は通年(平均的)であることが望ましい。

イ 製造物の搬出方法及び搬出頻度

製造物の搬出は受注者が行う。また、製造物の保管場所が限られていることから、月1回以上の引取りが望ましい。

ウ 製造物の希望購入単価

購入単価が高いほど望ましい。

エ 製造物の活用目的及び活用方法

本市場が想定する野菜・果物くずリサイクルの意図を汲んでいるか。

オ 上記4の公募型指名見積合せ参加資格を有していること

(5) 見積合せの中止

上記(4)に基づく選定の結果、本件見積合せに参加することが適当と認めた者が1者のみであった場合は、本件見積合せは中止し、当該1者を製造物の売払いに係る特定随意契約の見積者として選定する。

7 公募型指名見積合せ手続き等

(1) 契約保証金 要。ただし、札幌市契約規則第25条各号に該当する場合は免除する。

(2) 見積の無効

本説明書に示した参加資格のない者のした見積、見積合せに関する条件に違反した者のした見積、その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する見積は無効とする。

(3) 契約の相手方の決定方法

ア 契約の相手方の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格以上で、最高価格をもって有効な見積を行った者を契約の相手方とする。

イ 製造物引取り数量が年間予定製造量に満たない場合の取扱い

上記アの結果、契約の相手方の製造物引取り数量が、年間予定製造量に満たない場合は、

予定価格以上で、次に最高の価格をもって見積（有効な見積に限る。）した者を契約の相手方とし、年間予定製造量の残量の範囲内で製造物引取り数量を決定する。以後、年間予定製造量を満たすまで同様の手続を繰り返す。（別添１「契約の相手方の決定方法について」参照）

ウ 同額抽選

契約の相手方となるべき同価の見積をした者が２人以上あり、製造物の年間予定製造量を上回るためその双方を契約の相手方とすることができないときは、製造物の引取り数量の多い者を契約の相手方とする。また、製造物引取り数量も同量である場合は、直ちに、当該見積者にくじを引かせて、契約の相手方を決定するものとする。この場合において、当該見積者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該見積合せ事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(4) 決定の取消し

契約の相手方が次のいずれかに該当するときは、当該決定を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 見積合せに際し不正な行為をしたと認められるとき。

ウ その他見積合せに際し、見積合せ参加の条件に欠けていたとき。

(5) 契約書の作成

ア 見積合せを執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の１通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(6) 契約条項 別添２のとおり